

令和5年第4回砂川市議会定例会

令和5年12月4日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 5年 3定 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第 9号
5年 3定 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める
議案第10号 ことについて
5年 3定 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第11号 ことについて
5年 3定 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め
議案第12号 ことについて
5年 3定 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第13号 ことを求めることについて
5年 3定 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を
議案第14号 求めることについて
- 日程第 6 議案第12号 普通財産の売払いについて
- 日程第 7 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第 9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

武田 真議員

是枝 貴裕議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 4日 4日間
至 12月 7日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 5年 3定 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第 9号

5年 3定 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める

議案第10号 ことについて

5年 3定 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めること

議案第11号 について

5年 3定 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め

議案第12号 ることについて

5年 3定 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議案第13号 を求めることについて

5年 3定 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を

議案第14号 求めることについて

日程第 6 議案第12号 普通財産の売払いについて

日程第 7 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守 之
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	安 原 雄 二
総 務 部 審 議 監	堀 田 一 茂
市 民 部 長	

保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

〔開会前に、議長より新説明員紹介〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和5年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、武田真議員及び是枝貴裕議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、7点目の砂川市政功労者表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、特別功労1名、市政功労7名、貢献1名の表彰及び永住功労123名、高額寄附1件に対し、感謝状の贈呈を行ったところでございます。

次に、8点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月8日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところでございます。

次に、4ページ、政策調整課の関係では、3点目の中空知定住自立圏共生ビジョン懇談

会について、11月20日、第1回懇談会を開催し、第2期中空知定住自立圏共生ビジョンの達成状況及び第3期中空知定住自立圏共生ビジョンの策定について協議したところでございます。

次に、4点目の砂川市総合教育会議について、11月14日、第1回会議を開催し、小中学校適正規模・適正配置及び令和5年度全国学力・学習状況調査結果等について意見交換を行ったところでございます。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として9月21日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところでございます。

次に、9点目の交通事故死ゼロに対する表彰状について、令和3年11月4日の死亡事故発生から令和5年10月6日で交通事故死ゼロ700日を達成したことに対し、10月6日、公益社団法人北海道交通安全推進委員会より表彰状の贈呈を受けたところでございます。

次に、8ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、3点目の保育所ICTシステムについて、11月13日、登所等に関する情報の管理及び保護者との情報伝達を正確かつ簡便に行うことで児童の安全性の向上を図るため、市立保育所に導入したICTシステム「コドモン」の運用を開始したところでございます。

次に、11ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種について、令和5年秋開始接種となる12歳以上の方への集団接種について、9月21日以降、平日にふれあいセンター、土曜日に市立病院を会場とする集団接種及び市内高齢者施設等の入所者及び従事者に対する巡回接種を実施しましたが、集団接種の予約枠が埋まらない状況となったため、11月24日をもって集団接種を終了し、以降来年3月末まで市内5か所の医療機関での接種体制へ変更したところでございます。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目のすながわスイートロードフェアについて、9月19日から20日まで、ホテルポールスター札幌観光PRブースにおいて、一般社団法人オアリパと連携し、すながわスイーツや砂川産野菜等の販売及び観光パンフレットの配布を行い、砂川市のPRを行ったところでございます。

次に、15ページ、開発推進課の関係では、2点目の砂川駅前地区整備実施設計について、11月10日、施設のさらなるバリアフリー化の充実及び利用者の利便性向上を図るため、エレベーターの設置、新たな外構整備等を追加した実施設計を完了したところでございます。

次に、17ページ、建設部土木課の関係では、4点目の請負代金等請求事件に関する訴訟について、11月14日、札幌地方裁判所において判決があり、原告の請求は全面的に棄却されたところでございます。

次に、19ページ、建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進

事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は61件、1,472万7,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は24件、1,283万7,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は4件、67万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は2件、46万6,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は12件、470万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、8点目の特定空家等への取組について、11月9日、6月20日に特定空家等へ認定された砂川市東1条南10丁目の廃店舗に対する代執行による解体工事が終了したことから、執行責任者により代執行終了宣言を行ったところでございます。

次に、9点目の住み替え支援事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は10件、95万円、(2)同居近居促進補助金は11件、120万円、(3)子育て支援補助金は17件、260万円、次に20ページ、(4)移住促進補助金は8件、160万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は4件、40万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、11点目の内部改修済公営住宅の公開について、11月23日から25日まで、内部改修工事を進めている宮川中央団地において、さきに完成した各部屋をモデルルームとして公開し、延べ49人の来場があったところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、4月18日、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に国語・算数・数学・英語の科目で実施した調査について、全校の結果を集約し、9月28日開催の第9回砂川市教育委員会会議定例会で報告しました。

次に、3点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」について、11月28日、公民館において開催され、市内小中高校の児童会・生徒会代表者24人が参加し、いじめのない学校づくりに向けたグループ協議などを行い、共通スローガン1つと5つの啓発メッセージを作成しました。

次に、4点目の小中学校ICTシステムについて、学校・保護者の双方向の連絡を可能にするため、スマートフォンアプリを活用したICTシステム「コドモン」を小中学校に導入したところであり、中学校については既に運行しているスクールバスの乗降管理も行

うことから10月21日から、小学校については12月1日から運用を開始しました。

次に、2ページの学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、(1)第3回を9月5日に市役所で開催し、報告及び砂川市スクールバス利用の手引の改定及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は18人でありました。(2)第4回を10月19日に開催し、報告及び義務教育学校の校名、校歌及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は13人でありました。(3)第5回を11月1日に開催し、義務教育学校の校名について協議を行い、委員出席者は12人でありました。(4)第6回を11月28日に開催し、報告及び義務教育学校の校名、校歌、制服及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は17人でありました。

次に、2点目の小学校連携事業、合同遠足について、9月8日、北海道子どもの国において小学5年生と6年生を対象に実施し、遠足及びレクリエーションを行い、参加者は小学5年生90人、小学6年生77人でありました。

次に、3点目の第3回砂川市小中一貫教育推進委員会の開催について、9月27日に市役所で開催し、報告及び「砂川市小中一貫教育の目指す姿」策定に係る児童生徒に対するアンケート調査について協議を行い、委員出席者は13人でありました。

次に、3ページ、社会教育課所管では、1点目の各種事業についての(3)ジャリン子ハロウィーン2023について、10月28日に公民館でジャリン子ハロウィーン実行委員会の主催により開催し、近隣市町ALTと交流しながらハロウィーンを体験し、参加者は幼児、小学生17人、保護者10人でありました。

次に、2点目の秋のあいさつ運動について、9月6日から8日までを強調週間として、幼稚園、保育園、学校周辺及び通学路等においてあいさつ運動推進委員会の主催により実施し、市内小中学校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど52団体、1,490人が参加しました。

次に、3点目の生涯学習市民の集い「いってみよう やってみよう2023」について、9月16日、公民館において、社会教育委員の会議の主催により、市内企業、学校、陸上自衛隊滝川駐屯地、砂川地区広域消防組合、ネイパル砂川、公民館グループ・サークル等の協力により、市民等249人が参加し、多彩な体験活動を行いました。

次に、4ページ、公民館所管では、1点目の各種事業についての(4)第54回砂川市民文化祭について、10月14日と15日に地域交流センターゆうにおいて砂川市民文化祭実行委員会の主催により開催され、市内を拠点とする文化活動団体等の芸能発表及び文芸展示作品の展示、ステージイベント及びロビーイベントが実施され、参加者は発表団体が芸能部門24団体、文芸展示部門24団体、鑑賞者は700人でありました。

次に、5ページ、図書館所管では、1点目の蔵書点検について、8月31日から9月7日までの8日間、図書館の所蔵状況を把握するため9万5,909冊を対象に点検を実施した結果、紛失本は一般書で7冊、児童書3冊でありました。

次に、3点目の図書館リサイクル市の実施及びリサイクル本コーナーの設置について、11月3日に図書館において除籍本2,675冊を無料で提供する図書館リサイクル市を実施し、149人が来場し、838冊を配付しました。また、11月6日から20日までの期間、館内閲覧スペースにおいてリサイクル市で残った除籍本を冊数に制限なく自由に持ち帰ることのできるリサイクル本コーナーを設置いたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 5年3定議案第9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を
求めることについて
- 5年3定議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決
算の認定を求めることについて
- 5年3定議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の
認定を求めることについて
- 5年3定議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計
決算の認定を求めることについて
- 5年3定議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処
分及び決算の認定を求めることについて
- 5年3定議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分
及び決算の認定を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第5、令和5年第3回定例会議案第9号 令和4年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 令和4年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 令和4年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 令和4年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 令和4年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第14号 令和4年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 武田 真君 (登壇) 令和5年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第9号から第14号までの令和4年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月13日に委員会を開催し、委員長に私武田、副委員長に是枝貴裕委員が選出され、続いて10月2日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、令和5年第3回定例会議案第9号から第14号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第6 議案第12号 普通財産の売払いについて

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第12号 普通財産の売払いについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 議案第12号 普通財産の売払いについてご説明申し上げます。

提案の理由であります。砂川市が所有する土地を株式会社林工務店に売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の処分に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示につきましては砂川市吉野2条南7丁目9番43、9番45、地目は宅地、合計の地積は5,093.47平方メートルであります。

2、予定価格は、3,486万8,440円であります。

3、売払いの相手方は、砂川市西1条北15丁目1番29号、株式会社林工務店代表取締役社長、田中敏文氏であります。

なお、3ページには附属説明資料として旧南吉野団地跡地売払い図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第12号 普通財産の売払いについて少し質疑を行いたいと思います。

この頃、最近ですけれども、旧中央小学校跡地がコープさっぽろに売却されたりとか、今回も5,000平米を超える市有地で、ある程度まとまった土地の売払いが続いています。実は、私たち議員は市がどの土地をいつ売ろうとしているのかは事前に知ることはできません。そんなこともあって、このような機会に質疑をしたいと思っています。3点質疑をします。

今回の普通財産の売払いは、旧南吉野団地跡の市有地を林工務店さんに売却するという内容なのですが、先方の利用計画というものが示されているのかどうかをまずお伺いします。

2点目としては、この土地は今後建設が予定されている令和8年に開校予定の義務教育学校にとっても近接するまとまった市有地なのですが、義務教育学校への活用などは考えなくてよかったものなのかを2点目にお伺いします。

最後、3点目なのですが、近隣住民によりますとこの土地は冬の間雪の寄せ場として利用されているようなのです。そこが売却されてなくなってしまうということになるので、今後の影響はどんなものかと心配をしております、その点最後にお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 今ほど3点ほどご質問いただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、まとまった土地の売払いについてということで、利用計画等は示されているのかについてであります。このたびの旧南吉野団地跡地につきましては公共施設建設等の利用予定がない未利用地であることから、自主財源の確保を目的に本年10月1日号の広報すながわ及び市ホームページにおいて売却に向けた公募を行い、申込みがあった1社と土地売買の仮契約に至ったところであります。公募、売却に当たっては、特に利用計画等の提出は求めておらず、購入後の利用方法についても制限をかけてはおりませんので、売却後どのように使われるかについては購入者の考え次第になりますが、この土地の用途地域は第1種低層住居専用地域となっておりますので、当然これに適合した利用がなされるものと考えておりますし、今回の購入者、林工務店さんとはこの間いろいろとお話はさせていただいており、今後開校する予定の義務教育学校に非常に近く、子育て世帯の住宅需要がかなり見込める地域ということもありますので、詳細な計画はまだこれからではあるものの、基本的には宅地として分譲する意向とのお話をお聞きしておりますので、将来的には戸建ての住宅が建ち並ぶことにはなるとは想定しているところであります。

次に、2点目になります。令和8年に開校予定の義務教育学校の近くのまとまった土地

だが、義務教育学校への活用は考えなくてよいのかという点についてであります。このたび売り払う土地につきましては、議員さんご指摘のとおり、これから建設予定の義務教育学校に近いまとまった面積のある場所ですので、その関係で何か利用する可能性があるかもしれないということで、これまで売却については保留をしていたところでありますが、義務教育学校建設に向けた計画が進む中、教育委員会とも協議の上、この区画については利用予定がないとのことから、売却を進めたところであります。

次に、3点目になります。近隣住民によるとこの土地は冬期間雪の寄せ場として利用されており、今後の影響はないのかという点についてでございますが、このような市有地において利用目的がない場合におきましてもその土地を地域の雪捨場として公に認め、開放しているわけではないのが現状でございます。毎年12月の広報すながわにおいても周知をしておりますけれども、各個人宅で出た雪についてはそれぞれの敷地内で堆積スペースを確保するか、市の雪捨場、焼山のほうになりますけれども、そちらへ排雪することが基本であると考えているところであります。このたびの売払いによりまして民間事業者の土地となった後の影響につきましては、市としてはコメントをする立場にはありませんけれども、基本的には民間の私有地ですので、土地所有者以外の方が雪を持ち込んだり押しついたりすることは社会通念としてなかなか困難であると考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） ただいまの3点目のご質疑の中に関連いたしまして、市道の除雪との関連性ということで私からご答弁申し上げたいと思います。

今回売払いの対象となりました土地につきましては、近接路線の通常の除雪の際に一部押し込む形で従来除雪作業を行っております。今回の売払いに伴いまして当然そういった作業ができなくなりますので、シーズン前に路線の業者と協議をいたしまして、ここに押さない形で除雪を実施するというので協議を行い、既に今シーズン除雪を開始しておりますけれども、そのような形で路線の除雪を行っておりますので、特段大きな影響は発生しないという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体分かったのですが、確かに自主財源の確保ということで、これで3,400万以上のお金が入ってくるということになるのですが、広い公有地、市有地がだんだんなくなってきていまして、そういう意味でいったらばまとまった土地はある程度長期的な市の計画等も考えながら進めていかないとまずいのかという思いがあつて今日聞いているのですが、先ほどの土地の売り方なのですが、総務部長の最初のお答えの中では自主財源の確保で市有地を売るのだけれども、その後については購入者の考え次第なので、あまりその話はしない。でも、その後の答弁としては宅地としてというお話だったので、これだけまとまった土地を売ろうとするときに相手方と、ある程度市がどんなふうにするのかと普通聞くのではないかと思うわけです。先ほどの

答弁としては購入者の考え次第なのだというお話で、ここはある程度まとまった土地に関しては、もちろん土地利用の関係は市がきちんと決めているから、ここに工場が建つなんていうことにはならないのは分かるのです。ただ、土地を売る場合はある程度相手先と、突然の話ではなくてお話がありながら進めていくのだらうと思うので、最初から相手方はこんなご利用の方法ですという話なら分かるのだけれども、どうも購入者の考え次第というところに引っかかかっていまして、これからは、あとどれだけまとまった土地があるかどうかは別にしても、旧の例えば校長住宅だとか一軒家ぐらいの話なら別なのですけれども、議会に付すようなものであれば、しっかりと話をした上での契約という形で取ってほしいとは思いますが、その辺の考え方をもう一度確認させていただきたいと思います。

先ほどの2点目なのですけれども、しばらく義務教育学校の関係で待たれていたようなお答えだったのです。近い場所なので、今義務教育学校が設計の段階に来ているので、ある程度見えていますけれども、敷地のゆとりがあってというふうではないので、近いまとまった土地は今売ってしまって大丈夫なのかという心配もあるのです。これから義務教育学校に向けて、私は例えば給食センターなんかをあの近くに持っていったら温かい給食が用意できるかとか、あるいは前からも話が出ていますプールなんかはやらないのか。あるいは、職員、保護者の駐車場はあまり広くないと思っているのですけれども、近い土地ですから、学芸会があるのか、卒業式、入学式みたいないっぱい保護者が来るときに駐車場が間に合わなかったらという、そんな考え方もしなくてよかったのかと、今さら遅いといえれば遅いかもしれないのですけれども、もう少し具体的に義務教育学校との関連としてこの土地は大丈夫だということのお話をお伺いしたいと思います。

それから、3点目、最後に近隣住民の雪の関係なのですけれども、実際問合せがあったり、もう少し強い言葉でのお話があったりしています。あそこをどうするのか、今まで雪を寄せてやってきたのかという話なのです。確かにそうだと思うのです。これも、今後の住宅を考えていく上で、雪を冬場に寄せるところがもしあると便利だと思います。高齢化がどんどん今進んでいるので、ある程度の段階ならママさんダンプでも大丈夫なのですけれども、最近民間の業者さんにブルで頼んだりする家庭も非常に多くなってきていて、結局こういう寄せ場がなくなってくると交差点の角に積んでいたりとかということにならざるを得ない状況になってくると思うのです。そんな意味からすると、そういうところも今後意識をしながら市有地の売却を考えてほしいという気がしています。

こんな話があったので、私も現場を確認しに行ったのですけれども、先ほど建設部長おっしゃっていたのですが、多分道路除雪、市道除雪だらうと思うのですけれども、雪が大分降ったので、結構広い範囲であそこにブルの寄せた跡がありました。あったものだから、心配して今日こうやって質疑しているのですけれども、そこはそうではないふうにしてると建設部長おっしゃったのだけれども、先ほどのお話でいけば、ここで議会が承認して、売れば私有地になるわけですから、市の除雪車がそこに寄せるのなんかはとんでもない

話だろうし、近所の人たちもそこには雪は寄せていかれないという思いはするのですけれども、その辺のところ、要するに今後の冬場の雪の持っていくどころという意味で考えると、今後こういうまとまった土地、この土地のときもそうなのですから、こうなってしまったからしょうがないではなくて、こうなる前にどうするのだろうということも少し考えていながら市有地の売却を考えてほしいという思いも込めて質問をしたいと思います。お伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 土地の売却、財産の売払いの部分について、今回購入者の考え次第というところで利用計画書を求めているといったところでありまして、この点につきましては先ほど1回目の答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、計画書は提出をいただいておりますが、購入に当たってはこういった使い方をする予定だということでその都度口頭で確認をさせていただいているというところでございます。

なお、通常売払いする際には原則として一般競争入札であったり公募といった形式を取っておりますけれども、ただ財産の中にはこれまで使用してきた経緯や行政上の目的なども踏まえました用途の指定など、売却後の土地利用に一定の配慮が必要となる場合も当然でございます。ですので、学校の利活用など、もっと大規模未利用地の処分の際にはもしかすると利用計画を求める、あるいはプロポーザルをして考え方を確認するといった部分についてそういった方式についても検討する必要があるとは考えているところであります。

ただ、このたびの土地につきましては、先ほども触れさせていただきましたけれども、第1種の低層住居専用地域で、これは用途地域の中でも最も規制が厳しい地域になっておりまして、店舗や事務所、工場などは建てられず、基本的には低層、1、2階建て程度の戸建ての建築が中心となるエリアになります。そういった意味で、用途地域のこういった制限によりまして常識外れな地域に悪影響を及ぼすような利用をされるおそれがないということで、今回は利用計画を求めずに公募で行わせていただいたというところがまず1点目の部分になります。

それから、2つ目、学校に近い、義務教育学校の建設でいろいろゆとりが、近くにまとまった土地がないのではないかと、あるいは給食センターだったり、駐車場であったりということでいろいろな活用方法があるのではないかとというご質問だと思いますけれども、実を言いますと旧南吉野団地跡地につきましては、このたび売り払う区画とは別に、その区画よりもさらに砂川中学校に近い位置に、すぐ南側になるのですけれども、1か所ございまして、約2,400平方メートルぐらいの市有地になるのですが、そちらにつきましては義務教育学校の建設期間中の代替の駐車場用地として利用することも想定されておりますし、その後の跡地利用についての検討も可能だということから、そちらについては当面売払いはせずに確保しているという状況でございます。住所は、吉野2条南6丁目9番2付近の市の所有地でございます。

それから、3点目でございます。実際に雪捨場にとということで、高齢化も進んでいるということで、その辺も配慮したというところでございますけれども、この辺につきましては市といたしましては毎年、繰り返しのなりますけれども、12月に広報すながわによりまして冬期間の快適な生活のための除雪作業へのご協力ということで、ご質問の関連の部分であれば個人の敷地内の雪については何とか敷地内に堆積スペースを確保するなどしてご理解を求めているというところでございます。現実問題として地域の皆さんにはご苦労をおかけしているという点はあるのかもしれませんが、それぞれ地域の皆さんが工夫をしていただいてルールを守っていただいていることによりまして、雪国では避けて通れない長い冬期間の生活環境を守られていると思っておりますので、ぜひその点につきましては引き続きご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第7 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 5 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第 7、議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 令和 5 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 令和 5 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 令和 5 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 9 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 5 号、議案第 6 号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては 13 ページ、議案第 7 号附属説明資料ナンバー 1 の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第 1 条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第 33 条は、期末手当の支給の額の定めであり、第 1 項中「100 分の 120」を 12 月支給分について 100 分の 5 引き上げ、「6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」に、第 2 項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額の「100 分の 67.5」を 12 月支給分について 100 分の 2.5 引き上げ、「6 月に支給する場合には 100 分の 67.5、12 月に支給する場合には 100 分の 70」に改めるもので、令和 5 年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第 36 条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第 1 項中「100 分の 100」を 12 月支給分について 100 分の 5 引き上げ、「6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105」に、第 2 項の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の「100 分の 47.5」を 12 月支給分について 100 分の

2. 5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」に改めるもので、令和5年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。次に、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の改正であります。3ページから12ページまでが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、17ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

引き続き、14ページを御覧いただきたいと思っております。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項の「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ「100分の122.5」に、第2項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額の「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」を6月支給分について100分の1.25引き上げ、12月支給分について100分の1.25引き下げ「100分の68.75」に改めるもので、令和6年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項の「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ「100分の102.5」に、第2項の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を6月支給分について100分の1.25引き上げ、12月支給分について100分の1.25引き下げ「100分の48.75」に改めるもので、令和6年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第1の給料表の改正であります。全ての級の号俸について給料月額を改めるものであります。

なお、3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の220」を100分の10引き上げ「100分の230」に、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の110」を100分の5引き上げ「100分の115」に、在職期間が3か月未満の「100分の57」を100分の3引き上げ「100分の60」に改めるもので、令和5年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の220」を100分の5引き上げ「100分の225」に、次ページに進みまして、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の110」を100分の3引き上げ「100分の113」に、在職期間が3か月未満の「100

分の57」を100分の1引き上げ「100分の58」に、前ページに戻りまして、次に12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の「100分の230」を100分の5引き下げ「100分の225」に、次ページに進みまして、在職期間が3か月以上6か月未満の「100分の115」を100分の2引き下げ「100分の113」に、在職期間が3か月未満の「100分の60」を100分の2引き下げ「100分の58」に改めるもので、令和6年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の220」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」に改めるもので、令和5年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の225」に改めるものであり、令和6年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものであり、第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第11号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の220」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」に改めるもので、令和5年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の「6月に支給する場合には100分の220を、12月に支給する場合には100分の230」を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の225」に改めるものであり、令和6年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第9号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を免除するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、本条例を改正する経過についてであります。国民健康保険は被用者保険と異なり、産前産後期間等における免除制度が設けられていないことを踏まえ、子育て世帯の負担軽減等の観点から、国及び地方の取組として子育て支援の拡充を図るため、国民健康保険税の減額規定を追加するものであります。

次ページをお開き願います。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。規定の内容につきましては、条文の要旨をご説明いたします。

第159条は、保険税の減額の定めであり、第3項として、被用者保険の出産予定月の前月から翌々月までの期間の計4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から翌々月までの期間の計6か月間を産前産後期間として、当該期間における出産被保険者の所得割額及び均等割額の免除に関する規定を定めるものであります。

第160条の3は、出産被保険者に係る届出の定めであり、産前産後期間の国民健康保険税の免除に係る届出に関する規定を定めるものであります。

7ページを御覧願います。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例による改正後の砂川市税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5

億2,754万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億2,738万9,000円とするものであります。

第2条は、継続費であります。4ページ、第2表、継続費に記載のとおり、7款商工費、1項商工費、事業名、砂川駅前施設建設工事、10億430万円について令和5年度から6年度までの2か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、繰越明許費であります。5ページ、第3表、繰越明許費に記載のとおり、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業、同じく住民基本台帳システム改修事業、同じくコンビニ交付システム改修事業について令和6年度に繰り越すものであります。

第4条は、地方債の変更であります。6ページ、第4表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債890万円を補正し、補正後の限度額を12億410万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費、1項1目議会費で二重丸、ICTシステム導入に要する経費814万4,000円の補正は、砂川市デジタルトランスフォーメーション推進の取組として、市議会においてもタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、本会議や委員会の議案、資料等のペーパーレス化、スケジュールの共有等を行い、議会活動の利便性の向上並びに議会関連業務の効率化を図るほか、議会棟のインターネット通信環境整備及びタブレット端末充電用電源の整備を行うもので、ペーパーレス会議システム導入委託料28万2,000円、議会棟インターネット通信環境整備委託料273万9,000円、議場コンセント増設工事費48万4,000円、タブレット端末18台の購入等に係る備品購入費461万1,000円、事務経費としてその他の経費2万8,000円であります。

次に、20ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費2億1,667万4,000円の補正は、ふるさと応援寄附金の採納状況について10月末時点での寄附金額が前年同時期の約1.5倍となるなど当初の見込みを大きく上回るとともに、今後も増加が見込まれることから、寄附者への謝礼、返礼品に係る経費1億5,409万6,000円、ふるさと納税サイト利用に係る手数料5,835万2,000円及びふるさと応援寄附金業務委託料422万6,000円を補正するものであります。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費の住民基本台帳システム改修委託料459万8,000円の補正は、戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正内容を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、既に予算措置済みの戸籍

情報システムの改修に加え、住民基本台帳システムについても氏名の振り仮名の記載に対応するため、システムの改修を行うものであります。同じく一つ丸、住民票等コンビニ交付サービスに要する経費のシステム改修委託料188万1,000円の補正は、住民基本台帳システム改修と同様の理由により、コンビニ交付サービスシステムについても改修を行うものであります。

次に、22ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応重点支援分）に要する経費2億5,446万円の補正は、11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において国の物価高騰に対する追加対策として講じられた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するもので、住民税非課税世帯特別給付金支給事業はデフレ完全脱却のための総合経済対策の中で本年3月に低所得世帯への支援とした低所得世帯支援枠を追加的に拡大する旨が盛り込まれ、長引く物価高騰による影響を大きく受ける低所得世帯への国の支援策として令和5年度住民税非課税の3,050世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給することにより生活支援を行うもので、通信運搬費51万3,000円、住民税非課税世帯特別給付金2億1,350万円、事務経費として手数料などのその他の経費44万7,000円であります。次に、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業の物価高騰対策支援給付金4,000万円の補正は、デフレ完全脱却のための総合経済対策の中で物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援交付金を追加する旨が盛り込まれたことを踏まえ、光熱費等の物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境にありながらも公定価格による安定的なサービス供給を継続されている介護、障がい福祉、医療サービス等の事業所を対象に市独自の支援策として給付金を支給するものであります。

次に、24ページ、4款衛生費、1項3目母子保健費で二重丸、先進不妊治療費等補助金18万6,000円の補正は、医療保険適用の特定不妊治療と併用して厚生労働省が認める先進不妊治療を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の先進医療として実施される令和5年4月1日以降に開始した不妊治療に要した治療費及び交通費の一部を補助するものであります。

次に、26ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金135万4,000円の補正は、商店街店舗整備事業として商店街の活性化を図り、商業地域等の空き建築物を解消するため、空き建築物活用により新規出店する者に対し、店内改装費の一部を補助するものであります。次に、二重丸、企業振興促進補助金300万円の補正は、市内に企業施設を新設、増設または移設する者に対して企業の設備投資に対する負担を軽減し、企業の立地を促進するとともに経済の均衡ある発展を図るため、支援を行うものであります。

同じく5目駅前地区整備事業費で二重丸、駅前地区整備事業費988万6,000円の補正は、本年度において施設内のバリアフリー化のさらなる推進を図るため、エレベータ

一設置等の追加設計を行ったところであり、本実施設計を踏まえ、令和5年度、6年度、2か年の継続事業として建設工事に着手するもので、令和5年度分の建設工事及び工事監理委託に係る経費であります。なお、建設する砂川駅前施設は、木造平家建て、1,088.15平方メートルであります。

次に、28ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金35万8,000円の補正は、介護報酬改定等に伴う電算システム改修の一般会計負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で2億6,093万9,000円の補正は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

次に、16款道支出金で9万2,000円の補正は、不妊治療等助成事業費補助金であります。

次に、19款繰入金で2億5,761万円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

次に、22款市債で890万円の補正は、駅前地区整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、30ページに継続費に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億6,829万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で38万5,000円の補正は、アンダーラインを付しておりますシステム改修委託料で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税方法の一部が改正されたことに伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を免除するため、納税通知書等の帳票プログラムシステムの改修を行うものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。3款道支出金で38万5,000円の補正は、先ほど説明いたしましたシステム改修費用に対して北海道から交付される特別調整交付金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,694万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを付しております電算システム改修委託料71万5,000円の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括で説明させていただきます。3款国庫支出金35万7,000円、7款繰入金35万8,000円の補正は、いずれも電算システム改修に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する一括総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する一括総括質疑を行います。

これより議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第11号、議案第9号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 （登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、総括質疑をさせていただきます。

議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず1回目の質問といたしまして本条例改正に伴います影響額について、砂川市、そして市立病院について伺います。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 （登壇） 私から条例改正に伴う影響額、市役所に関する部分

についてご答弁を申し上げたいと思います。

本条例の改正に伴う影響額についてでございますが、市役所常勤職員においては給料表の改定では給料の引上げ分が約1,185万円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末、勤勉手当及び管理職手当への跳ね返り分を合わせた額が約809万円となり、総額で約1,994万円となっております。このほか共済費等の事業主負担の増額分約318万円を合わせますと、全体で約2,312万円の影響額となるものであります。

また、市役所の会計年度任用職員における影響額についてであります。12月期末手当の0.05月分の引上げ分で約136万円となっており、このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担の増額分約20万円を合わせますと、全体で約156万円の影響額となるものであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から市立病院の状況についてご答弁申し上げます。

条例改正に伴う影響額についてであります。市立病院常勤職員においては給料表の改定では給料の引上げ分が約4,291万6,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末、勤勉手当及び管理職手当等への跳ね返り分を合わせた額が約6,112万1,000円となりまして、総額で約1億403万7,000円となっております。このほか共済費等の事業主負担分の増額分約1,062万4,000円を合わせますと、全体で約1億1,466万1,000円の影響額となるものであります。

また、市立病院の会計年度任用職員における影響額についてであります。12月期末手当の0.05月分の引上げ分で約139万8,000円となっており、このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担の増額分約22万8,000円を合わせますと、全体で約162万6,000円の影響額となるものであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今影響額についてお話をさせていただきました。まず、病院についてなのですが、労働組合の調査によりますと、看護師、冬のボーナス、昨年比3割強引下げということで、一般の病院等では看護師不足の要因、医療現場の崩壊につながりかねないと言われております。そして、新型コロナ以降、外来、入院患者の減少、そしてコロナに伴う補助金の縮小ということで、このような調査の結果が出ております。

そして、読売新聞ですけれども、自治体の給与、男女差大きく、女性が男性の7割以下、都道府県や政令市など主要自治体の71.9%に当たる87自治体で2022年の女性公務員の平均給与が男性の7割以下だったことが読売新聞の調査で分かったということです。

そして、非正規公務員の処遇改善、雇用の安定を要求ということも新聞報道されております。

そして、赤旗ですけれども、衆議院の本会議の特別職、一般職給与法改正の討論につきましては、国家公務員の4分の1を占める非正規、非常勤職員の方は常勤の半分と言われ、ハローワークの相談業務など豊かな知識、経験を持つ非常勤職員が3年で雇い止め、不安定な雇用の下に置かれているという討論がされております。こちら参議院本会議におきましても、厳しい物価高騰で国民生活が深刻な打撃を受けており、国民の怒りの声が広がっています。30年もコストカット型経済を進め、非正規雇用を拡大し、日本を賃金の上がない国にしてきたという討論がされました。

そこで、会計年度任用職員についてなのですけれども、条例の一部を改正する条例の制定についてなのですが、現在市役所には会計年度任用職員はどれぐらいいらっしゃるのか、年代や男女別の人数も分かれば教えていただきたいと思います。

そして、病院の状況についても併せて教えていただけたらと思います。

2回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市役所における会計年度任用職員の人数と年代、男女別の内訳についてでございますけれども、市役所における状況を令和5年12月1日現在で申し上げますと、20代が男性2人、女性16人の計18人、30代が男性2人、女性28人の計30人、40代が男性2人、女性41人の計43人、50代が男性4人、女性45人の計49人、60代が男性18人、女性43人の計61人、70代が男性3人、女性2人の計5人、合計で男性31人、女性175人の計206人となっております。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 病院の会計年度任用職員の人数等についてであります、12月1日現在で申し上げますと、20代が男性6名、女性10名の計16人、30代が男性2人、女性21人の計23人、40代が男性1人、女性33人の計34人、50代が男性3人、女性39人の計42人、60代が男性9人、女性54人の計63人、70代が女性16人、合計で男性21人、女性173人の計194人となっております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、3回目の質問に入らせていただきたいと思います。

今の話を通しますと、40代、50代、60代と女性の数が非常に多くて、60代の方は退職された方もいらっしゃるのかと思うわけなのですけれども、砂川市の場合でも病院の場合でも男性の人数の5から8倍ぐらいの方が会計年度任用職員で働いているということが分かりました。

そこで、こちらは自治体の仲間なのですけれども、女性が4分の3を占める非正規雇用の処遇改善について2年連続で言及されなかったことが問題であるという声もあります。

そして、先日の参議院の予算委員会での田村参議院議員の質問の中で、国の公務員の男女比、2022年度によると正規職員数は男性約20万人、女性約5万9,000人なのに対し、非正規は男性3万人、女性6万人となっています。そして、女性の非正規公務員の平均賃金は254万円で、民間の非正規労働者全体の平均値より50万円も低いということが言われております。そして、女性の管理職が少ないということも全体に影響しているようです。そして、非正規公務員の賃上げに差ということで、総務省は5月2日、非正規公務員の給与改定について改定の実施時期を含め、常勤職員に準ずることを基本とするとして、正規職員と同様に4月に遡って改定するよう自治体に求める通知を出したということで、こちら毎日新聞になっております。

先ほどの条例についてなのですが、議案第7号については令和5年4月1日から適用ということで正規職員はそうとなっておりますが、議案第8号ではこの条例は令和6年4月1日からとなっております。会計年度任用職員についてなぜ6年、1年後になっているのか、この理由についてと来年度以降の取扱いの考え方について3回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 会計年度任用職員に係る条例の施行期日が令和6年4月1日となっている理由、また来年度以降のその取扱いの考え方についてでございますけれども、会計年度任用職員につきましては年度単位で任用される職でございます、任用時に報酬などの勤務条件を通知しているということで、年度途中で人事院勧告により常勤職員の給料月額が増減したとしても同一会計年度内には変更を行わず、翌年度から変更する取扱いと今現在しているところでありまして、これは数多くの自治体においても現在は同様の取扱いになっているものと認識をしております。

一方で、会計年度任用職員の給与に関しましては、先ほど高田議員さんからもお話があったとおり、国において常勤職員との均衡をより一層確保することを目的に、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針が改正されておまして、常勤職員の給与が改定された場合には非常勤職員の給与についてもその取扱いに準じて改定を行うよう努める旨が追加されたというところでございます。また、これを踏まえまして、本年の5月には総務省から、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、改定された常勤職員の給与の種類、その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮した上で、改定の実施時期を含め常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう技術的な助言をしているというところでございます。

これを受けまして、本市の会計年度任用職員の中には扶養の範囲内での勤務を希望している職員も多数おまして、年度内での給与改定、遡っての適用ということになりますと、これまでそれに合わせて計画的に勤務体制を組んできているのですが、そこが調整が利か

なくなるといった問題もございますので、給与改定の遡及適用の実施に向けてはその辺し
っかりと理解を得ていく中で、他市の動向なども注視しながら来年度に向けて国の指針準
拠に向けた検討といったものについて進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第11号、議案第9号の一
括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員の質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、議案第1号、一般会計補正予算についての総括質
疑を行います。

まず、1点目は、民生費で地方創生臨時交付金事業についてお伺いします。国会での補
正予算が可決され、事業が始まりますが、特に住民税非課税世帯特別給付金支給事業につ
いては国は支給を急いで年内に給付と報道されています。砂川市は間に合うのか心配にな
るほどです。また、国からの交付金もコロナ感染症関係以来いろいろ似たような交付金事
業が行われてきました。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、市の補正予算では地方創生臨時交付金と呼んでいますが、国の補正予算
によると重点支援地方交付金とあります。この交付金はどのような交付金なのかをまずお
伺いいたします。

続いて、先日可決された補正予算ですが、国からの交付金の流れをお伺いします。

3点目は、それぞれの事業について、これは今回の一般会計補正予算にあるそれぞれの
事業について今後のスケジュールをお伺いいたします。

続いて、大きく商工費、駅前地区整備事業費についてお伺いをいたします。いよいよ駅
前地区整備事業の施設建設工事費が計上されます。総事業費10億438万円の継続費を
審議することになります。今議会では継続費の令和5年度分988万6,000円の計上
ですが、継続費の全事業費を審議することになりますので、以下についてお伺いをいたし
ます。

まず、1点目としては、この事業の目的について改めてお伺いをいたします。

続きましては、事業の財源内訳についてお伺いをいたします。

3点目は、今後の起債償還の詳細についてを伺います。

4点目、施設の人件費を含む維持管理費はどのくらいに積算しているのかをお伺いいたします。

5点目は、砂川駅前施設運営協議会のこれまでの動きと今後の方向性についてを伺います。

最後に、6点目、施設工事に関わる入札など今後のスケジュールについてをお伺いします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは、地方創生臨時交付金事業に要する経費の部分での大きく3点あったうちの1点目の重点支援地方交付金の内容についてという部分、それから2点目の国からの交付金の流れについてご答弁申し上げたいと思います。

まず、国の補正予算による重点支援地方交付金とはどのような内容の交付金かということについてでございますが、このたびの重点支援地方交付金については、デフレ完全脱却のための総合経済対策、これは令和5年11月2日に閣議決定されたものでございますが、その中で低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、令和5年度補正予算第1号において低所得世帯支援枠として1兆592億円、推奨事業メニュー分として5,000億円、合計で1兆5,592億円が追加計上されたものであり、本市に追加交付される交付限度額については、国から11月29日付で低所得世帯支援枠分として1億5,358万4,000円、推奨事業メニュー分として5,359万6,000円、合計2億718万円の交付限度額の通知を受けたところであります。この重点支援地方交付金の交付対象事業の考え方としては、令和5年3月29日付で発せられた令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い等についての事務連絡から変更はなく、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果がそれらの方々に直接的に及ぶ事業になっております。

ただし、重点支援地方交付金のうち低所得世帯支援枠分につきましては、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置され、交付対象事業として物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象としており、具体的には低所得世帯を交付金による補助、給付の直接の対象とする事業との要件が付されているものであります。また、推奨事業メニュー分につきましては、国で推奨する地方単独事業等として大きく8つの推奨事業メニューが示されているものでありまして、エネルギー、食料品価格等

の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組が行えるものとなっているところであります。

2点目の国の補正予算に係る国からの交付金の流れについてでございます。現在までの国からの通知では、低所得世帯支援枠については実施計画の提出期限は12月下旬を予定し、交付決定が1月、また推奨事業メニューを加えた合計分につきましては実施計画の提出期限は1月下旬頃であり、交付決定が3月とのスケジュールが想定されているところでございます。

私からは以上です。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から、地方創生臨時交付金事業として予定している2本の事業のスケジュールについてご答弁申し上げます。

まず、住民税非課税世帯特別給付金支給事業であります。本事業は物価高に伴う影響を被る住民税非課税世帯に対し、国が重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大したことを受け、先に給付している1世帯当たり3万円に続き7万円を追加給付するものであることから、早急な対応が必要となる事業であり、スケジュールといたしましては、現段階では国からの詳細な事務手順が示されていないため想定ではありますが、既に3万円を給付している住民税非課税世帯の多くが対象になるものと見込まれることから、補正予算の議決をいただいた後、対象世帯に対し給付金を支給する旨の通知文を発送の上、一定期間内に受給拒否の申出等がない場合は12月中に給付金の振込を開始する予定であります。

次に、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業であります。本事業は物価高の影響を受けて厳しい経営環境にありながらも公定価格が定められ、利用者に負担を転嫁することができない介護、障がい福祉、医療サービスの事業所に対し、私立幼稚園、公衆浴場を含め令和4年度と同様に市独自の支援金を助成することで安定的なサービス提供が維持されるよう支援を行うもので、こちらも早急な対応が必要となる事業であり、スケジュールといたしましては補正予算の議決をいただいた後、速やかに実施要綱を定め、12月中に対象事業所に対して事業趣旨を説明した案内文等を発送し、令和6年2月末を期限として申請を受け付け、審査の上、順次支援金を振り込む予定であります。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 (登壇) それでは、私から、駅前地区整備事業の関係について6点ほど質問がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、事業の目的についてでありますけれども、本事業の目的は町の新たな顔となる施設を整備し、多くの市民や砂川市を訪れる人々が交流、滞留することでにぎわいを創出し、そのにぎわいが周辺の商店街等へ回遊、波及することで中心市街地の活性化や商店街の振興に寄与することを目的としているところでございます。

次に、事業の財源についてでありますけれども、事業費につきましては実施設計による概算事業費で12億1,700万円を見込んでいるところであります。財源の内訳といたしましては国庫補助金4,800万円、過疎対策事業債10億5,000万円、一般財源1億1,900万円を見込んでいるところでございます。

次に、今後の起債償還の詳細についてでありますけれども、駅前地区整備事業における起債の借入れにつきましては、令和4年度に1億1,420万円、令和5年度は1,610万円、令和6年度は9億1,970万円の借入れを予定し、総額10億5,000万円となるところであります。今後の償還の推移といたしましては、過疎対策事業債の償還年数は据置き3年の12年償還となりますので、令和5年度から7年度までは利子のみの償還となり、令和8年度から元金償還が始まることとなります。利息を含めた償還額は、現在の利率で計算した場合、令和8年度が1,560万円、令和9年度が1,740万円、令和10年度から16年度までは1億1,830万円、令和17年度が1億560万円、最終年の令和18年度が1億360万円となるところであります。

次に、施設の人件費を含む維持管理費についてであります。施設の経常的な維持管理費につきましては人件費、光熱水費、建物、設備等の清掃、保守点検、除雪費、警備委託料等が想定されるところであります。おおむね年間1,800万円を見込んでいるところであります。内容といたしましては、人件費は施設の管理業務員として4名分を見込んでおきまして、光熱水費は共用部分に係る経費、清掃、除雪につきましては委託での業務を想定しており、警備委託につきましては機械警備を予定しているところであります。なお、この金額等については現在の概算でありますので、今後施設業務等の精査を行い、詳細な積算をしていくこととしております。

次に、砂川駅前施設運営協議会のこれまでの動きと今後の方向性についてであります。砂川駅前施設運営協議会につきましては指定管理者を予定する砂川商工会議所、砂川観光協会をはじめ、市内の経済団体を中心に9団体等で組織し、駅前施設において経済活動を伴う商機創出事業をはじめとしたソフト事業を展開するため、具体的な事業実施に向けて協議、検討することを目的に設立したものでありまして、本年9月に第1回、10月に第2回を開催しているところであります。会議の内容といたしましては、各団体の実施イベントの考えや常設で行う事業について意見交換を行ったところであります。今後は、協議会参加団体以外の団体への意見聴取などを予定しておりますので、それらも踏まえながら各団体においてイベント事業を具現化していただくとともに、常設事業の洗い出し及び具体的な実施内容について協議を行い、事業計画として取りまとめることとしております。

次に、施設工事に関わる入札などの今後のスケジュールについてであります。工事等の今後のスケジュールにつきましては、今回の補正予算の議決をいただきましたら今月中には広場工事を踏めた建設工事の入札公告を行い、年明け1月中旬に入札を予定しているところであり、受入れ業者の決定後、議会において契約議決をいただき、2月には工事に

着手してまいりたいと考えております。また、駐車場工事につきましては、令和6年度の予算において令和6年5月に入札、発注を行う予定としており、施設全体といたしましては令和7年3月の完成、4月供用開始を目指しているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 順次2回目の質疑を行っていきます。

まず、民生費なのですけれども、今のお話でいくと国からのお金がまだ入ってこないような感じです。ところが、7万円がそれぞれ配られるのは年度中に配られるようなお話もありました。結局国からまだお金が入ってこないのに市からは7万円が出ていくという状態になるわけです。この辺の仕組みを聞いたかったので、改めて2回目でお伺いするのですけれども、かつてコロナの頃からも地方創生臨時交付金はたくさんメニューがありましたよね。今回のはこれ独自でそういう名前できているということでもいいのかなのですけれども、報道等でいうと、先ほど1回目の質疑でお話をした重点支援地方交付金という呼び方が普通の呼び方でされているのですが、砂川市の場合は一般会計補正予算では地方創生臨時交付金という呼び方をしているのですが、かつてコロナの頃は総額でかなり大きい金額がどんと来て、それを市がどういう事業に振り分けるかという形でやっていたことが一般的だったと思うのです。今回ここをお伺いしたのは、この2つの事業のみだけでこの交付金が国から来るような仕組みなのか。今回補正予算は出ているのだけれども、一遍に来て、その残った分は次年度とかというのが今までだったような気がするものですから、そうではなく今回はこれっきりの国からのお金であり、砂川市の事業なのかというところもお伺いをしたいと思います。

先ほどの7万円の2億1,300万のほうは分かるのですけれども、重点支援地方交付金を調べてみますと、先ほど答弁にもありましたかね、低所得世帯支援枠はまさにこの補正予算書でいうと住民税非課税世帯の分ということになると思うのですけれども、下の部分です。社会福祉施設等、これは推奨事業メニューという形だと思うのです。この中には国が推奨メニュー事業として認めるのは8つぐらい項目がありまして、その一つとして医療、介護ももちろん入っているわけなのですけれども、砂川市はここになぜ決めていこうとしたのかです。この辺のところをお伺いしたいのです。

今回住民税非課税世帯ということはそれで分かりやすいのですけれども、ただ今回の物価高騰でいえば、誰もが困っているわけです。非課税世帯の中ばかりでなく、課税世帯であっても影響は非常に大きくて、生活にとっては厳しい状況は同じだと思うのです。特に住民税の非課税世帯以外、つまり均等割のみの世帯ももちろん砂川市にはあって、話が大きくなってしまいますのですけれども、国は来年度の事業として定額減税という話が打ち出されていますが、ただ定額減税が4万円ということなのです。今の報道等、国会中継なんかを見ていると、例えば5人家族がいれば20万円という減税のようですけれども、ただ問題は均等割のみ以外にも、つまり所得割が4万円いかない、例えば家族全体でいったら

今の5人家族でいったら20万、そこまで所得割は払っていないという方々もたくさんいると思うのです。その方々は、今回の国のこのいろいろな施策に漏れていく可能性があるのではないかと私は思っているのです。そういう意味でいえば、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業をなぜ選んできたのか、ほかの対策というものも十分考えられたのではないかと。というのは、推奨事業メニューの中で大変な方々への生活支援、先ほどの7万円以外の支援の方法も十分あるわけで、今回は特に社会福祉施設に絞り込まれてきたこのところをお伺いします。

今回の議会、提案説明を聞いているとあまり内容が分からないままで説明が終わっているような気がしてならないのです。前はもう少し丁寧だったかと実は思っています、今回の社会福祉施設等と私わざわざ聞いているのですけれども、内容はほぼ分からずです。つまり社会福祉施設はどういうところなのか、私のこの総括、それは予特でいいのではないかとこの話かもしれないのですけれども、そのぐらいはここで話をしてほしいですね、私たち何にも分からない状態で今いますので。社会福祉施設、これは大体予想はつきます。予想はつくのだけれども、そこにどのぐらいでどんなものなのかというぐらいは本会議場できちんと説明してください。もっと細かいことは、当然今後特別委員会がありますから、そこで聞きます。本会議場なりの答弁の仕方が私はあると思いますから、そこは今後はよろしくお伺いしたいと思います。少し詳しい内容を教えてください。

次の駅前施設のことに行くのですけれども、たくさん聞いています。6点聞いているのですが、何で1点目にこの事業の目的をとわざとらしく聞いたのだろうという話ですけれども、これまでさんざん話は聞いています。中心市街地の活性化、これは何回も聞いています。でも、あの実施設計を見ていく限り、中心市街地の活性化ができるのですかというのが実は正直なところでして、だからあえて改めてこの事業の目的をお伺いしたのですけれども、同じ内容でした。その目的を達成できているのですかというのが今の状態で私の思いです。

ということからいろいろとお伺いしていくのですけれども、私は社会経済委員なので、委員会でも少し聞いています。ですから、委員会で聞いたことをダブってお伺いするのではなくて、そこに上乗せして聞いていこうかと思っているのですけれども、委員会でこの施設の開館時間は何時から何時までですかとお伺いしたことがあります。特に終わる時間のことなのですけれども、この施設は19時、午後7時で終わると委員会答弁がありました。午後7時は早過ぎるのではないかとというのが私の素直な気持ちです。例えば市民の方がよく使う地域交流センターゆう、それから公民館、あるいは体育館、海洋センター、こちらはみんな午後9時までです。使われていようと使われていまいと午後9時までには利用ができるようになっています。私は、せめてそこと同並びぐらいにしないと、先ほどの目的、これが達成できないのではないかとと思うわけです。

この前の議会懇談会の中でもお話がありました。若い方たちの話ですけれども、我々は

仕事が終わってからいろいろな会議を持つので、午後7時に終わるようだったら、そこを会議で使えない。こういう声が随分あったのです。高齢者も同じなのです。例えば夏、まだ6時、7時でも明るいようなときに、ここはもう電気が消えて、しんとしているわけでしょう、もう閉まっているわけですから。そんなことで中心市街地の活性化を求めていけるのだろうかとは思うのです。せめて9時ぐらいまでは明かりをつけていないと。何のためにこれをやるかといったら、にぎやかではないから、あの周辺は駅へ降りてからも暗いし、だから夜に明かりでもついていれば少しはにぎわいが持てるのではないかというのが目的ではないのですか。何で午後7時で閉めて、ほかの市民がいっぱい利用するような施設は先ほども言ったように午後9時まで開いているのに、全然やる気はないではないですか、これなら私は思ってしまいます。あえて聞きましょうか、この施設は何で午後7時で閉まってしまうのですか。

事業の財源内訳をお伺いしました。先ほどはこれもちも簡単にお答えなのですがけれども、私が聞きたいのは一体幾ら一般会計から持ち出すとこの施設ができるのかということころです。一般会計補正予算の30ページを見ると、継続費の詳しい内容が書かれています。この地方債は、ほとんどが過疎債だと思うのです。過疎債は、何で私が言わなければいけないのかと思うのだけれども、後年度地方交付税として7割が入ってくると、だから有利な過疎債なのです。そういうことを説明してほしいのです。市民の皆さんの中でも、まずはあの土地を買うお金で1億数千万円使った。これからも十何億使う。にぎわいができるような施設になったらいいのだけれども、今の閉館時間からしても、いろいろ想像するにしても、にぎわいが生まれるのかどうなのかというのは疑問に思っている方がたくさんいると私は思っています。ですから、これだけかかるのだけれども、実は市からの財源はこのぐらいで済みますということぐらい何で言えないのかとは私は今思っ、あえて聞いたのですけれども、そういう意味でもう一回答えてください。

つまりこの中でも一般財源が、先ほどの30ページですけれども、1億1,620万あります、現実的に。もちろん借金は借金なので、先ほどでいうと据置きを過ぎていくと年間1億円以上借金を返していかなければならない。これは、後で交付税が入ってくるといっても返すのは同じですから、返す金額は当然予算の中に入れて、返済ですよ。交付税として戻ってくるのはいつ戻ってくるのか実際は分からなくて、だけれども出ていくお金は確実に出ていくわけですから、そこら辺のところを市民の皆さんにも理解できるような答弁をぜひしていただきたいと思います。例えばこれだけの事業費あるのだけれども、実際はこうで、交付税でこのぐらいが戻ってくるので、一般会計としてはこのぐらいの金額でこの建物が建てられますというぐらいの答弁をしてくださいと私は思っ、今お伺いします。

それから次に、施設の人件費を含む維持管理費をお伺いしているのですけれども、年間1,800万円で4名分の人件費も含まれているというお話が出ていましたけれども、こ

れも一体どういう人たちが維持管理でどう関わって、4名という数字もはっきり出ているのだけれども、4名で1,800万といたら、どんな人を雇うのですかねという金額ではないですか。1,800万の中にももちろん電気代も含まれているだろうし、光熱水費も全部入って1,800万だと思うのです。そのうちから4名の人件費といっても、幾らの人が4名になるのかという感じです。そんなのでこの施設をやっているのですかという思いがありながら、もう少しこども詳しく教えてください。

続いて、駅前施設の運営協議会の話をお聞きしました。この運営協議会のことなのですが、これも委員会でのお話で、9団体ぐらい今あって、9人ぐらいでいろいろお話をしているということでした。それで、大体今までと同じ方々が集まっているという段階で、これも議会懇談会でのお話だったのですけれども、老人クラブの方々は私はそんな会議に出たいけれども、出ていないと、何で私らの声を聞くような気持ちがないのだろうという話を聞きました。福祉関係の方々もそこの中にいたのですが、同じようでした。何でそうなのだろうと、懇談会のときにそう聞かれても何て答えていいかわからないのですよ、今。そういう方々こそ、前の市長はこうやって言っていたのではないですか、高齢者の人が病院の帰りでもそこへ寄って、コーヒーでも飲みながら、いろいろな人たちと話をしながら楽しくやってくれたらいいのだよねとか。それなのに、そういう方々が今どうこれを運営していくかという中に呼ばれていないのです。どうしてそうするのだろうと思います。

イベントをやるような若い人たちもたくさんいますよ、今は若い女性や何かも含めて。昨日もイベントをやっていましたけれども、そういう方々も入っていないのですよ、こういう中に。これからどうしていくのでしょうか。まさにそういう方々を呼んで、いろいろな話をしてもらって、いろいろなアイデアの中でこの施設を利用してもらわなかったらまずいわけでしょう。でも、今現在はそういう方々は入っていない話合いが続いているという現状です。ですから、あえてここでは聞くのですが、今後これは一体どうなっていくのでしょうかということです。

最後に、施設工事の関係の入札等々をお伺いしましたが、ここでお伺いするのは、この前の新聞にも出ていたのですが、ラピダスの関係の人手不足は相当な影響があるようで、この前道新に載っていたのが岩見沢の病院の関係で載っていましたよね。あれを計算すると、最初の事業費よりも20%は上乗せしてやっついていかないと建物が建たないような報道がありました。多分これが現実なのだろうと思うのですが、この施設の場合そういう影響は受けないのか。

入札の時期もお話があったのですが、市立病院のときに大変なことが起こったのです。実際に入札をしたら入札不調になったのです。何でかという、事業費が足りないから誰も受けられなくて、不調になったのです。その後、工事費を上乗せしてもう一回入札をして、やっと落札になったという経過があります。あのときは、たしか中国の需要が

物すごく鉄骨がすごく上がってということだったのですけれども、同じような状況が今起きていると思っていて、だとすると、今普通に入札の関係のお話をされていましたが、もしかしたらこれは不調になっていってしまうのかもしれないという思いもします。その辺のところは、いろいろな想定をされていると思いますので、ここは大丈夫かという意味でお伺いをするのと、当然これは地元業者でやれるのですよね。すごい聞き方を今してしまいましたけれども、せっかくだったらこのぐらいの工事は地元でぜひやってほしいという思いがありますので、そこをお伺いしていきたいと思います。

まず、2回目はこれで終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 私からは、民生費の地方創生臨時交付金事業に係る経費の部分での1点目の重点支援地方交付金の内容、それから交付金の流れ、ここの部分に関する2回目の質問についてお答えをしていきたいと思います。

初めに、今回国から交付決定されて、その交付金が支給されるのが実施計画の提出、低所得世帯支援枠の部分でいけば交付決定が1月、それから推奨事業メニューを含む分については交付決定が3月ということで1回目にスケジュールをお示しをさせていただきました。この間、年内で一日でも早い支給作業を進めるということで今準備を進めておりますので、そうなった際に国からお金が入ってきていないのに市がその事業を実施していかなければならないという事態になったとき大丈夫だろうかということだと思いますけれども、市の日々の歳計現金、これは日々の支払いに充てる資金になりますけれども、こちらにつきましては各基金から繰替え運用ということで基金のお金を日々利用しているところでございまして、今回国からの交付金、国からの収入を受けるタイミングが実際に低所得世帯へ給付金を支払う時期よりも遅くなったとしましても、会計上不足が生じるような事態ということとはございません。もしかすると各自治体によっては資金繰りが難しいということであれば金融機関に一時借入れということも考えられるのかもしれませんが、砂川市に限ってはそういったことをせずとも資金繰りはできると考えているところでございます。

それから、2点目、地方創生臨時交付金の名称の関係でいろいろと名称がさま変わりしているという点のご質問があったかと思えます。こちらにつきましては、令和2年から新型コロナウイルス感染症に関わる地方創生臨時交付金というものが創設されまして、大きな枠組みといたしましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が大枠になっておりまして、これが令和2年から名称をお伝えすれば、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策という、ぶら下がるものの呼び名としてそういったものであったり、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策、また3年になればコロナ克服新時代開拓のための経済対策、原油価格・物価高騰等総合緊急対策、これは4年になってからこういふ呼ばれ方、また4年の中盤からは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

という呼ばれ方もしておりますし、今回につきましてはコロナウイルスの部分が5月から外れたということで、地方創生臨時交付金、ぶら下がる名称としてはデフレ完全脱却のための総合経済対策という形でそれぞれ通知されるようになってきたという経過がございます。

それから、今回予算計上している2つの事業のみなのかということでございます。今回予算計上させていただいている交付金を活用した事業ということであれば、低所得世帯支援枠、これは1世帯当たり、住民税非課税世帯に7万円を給付するというもの、これはある意味指定枠ですので、この1つはまず確定ということでございます。もう一つ、推奨事業メニューになるのですけれども、限度額の枠としまして砂川市としては5,300万円ほどの枠を通知されているということで、今回の事業には4,000万円を充てておりますけれども、これにつきましてはまずは今の段階では推奨事業メニューとしてはこの1つを計上させていただいているということでございます。残った部分、約1,300万ほどになりますし、あと令和5年6月の補正で同じように臨時交付金の推奨メニューの部分で補正をさせていただいております、砂川市にきた交付限度額が7,300万円ほどございます。これと合わせて、事業はそれぞれ執行はしてきているのですが、その残も合わせますと約3,000万円ほどの残が今現在あるという形になりますので、こちらにつきましては今それぞれ原課の中でより効果的な何か事業選択はできないかと検討している最中でございますので、この後また予算計上の提案をさせていただく場面があると考えているところであります。

それから、3点目に今回の推奨事業メニューの中でなぜ今回の事業を選択したかということでございます。こちらにつきましては、今ほどもご説明しましたけれども、国の重点支援地方交付金のうち、市に交付される推奨事業メニュー分5,359万6,000円を活用した事業ということになります。先ほど議員さんからもう既にご説明ありましたが、国から示されている推奨事業メニューの支援対象につきましては令和5年3月29日付の事務連絡から特に変更はなく、大きく8つの推奨事業メニューが示されているということで、この8つの推奨事業メニューのうち4つは生活者支援、それから残りの4つは事業者支援ということでのメニューになっております。生活者支援としましては、項目だけ述べさせていただきますが、1つ目として物価高騰に伴う住民税非課税世帯を除く低所得世帯支援、2つ目として物価高騰に伴う子育て世帯支援、3つ目として消費下支え等を通じた生活者支援、4つ目として省エネ家電等への買換え促進による生活者支援といったものが生活者支援のメニューとなっております。また、事業者支援といたしましては、こちら4点あるのですが、1つ目に医療、介護、保健、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、2つ目に農林水産業に対する物価高騰対策支援、3点目に中小企業等に対するエネルギー価格の高騰対策支援、4点目、地域公共交通や物流、地域観光業に対する支援といったものが示されております。

先ほども触れましたけれども、令和5年6月補正において実は国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、今言った8つのメニューのうち、生活者支援のメニューでは住民税均等割非課税世帯に対する給付金といったものを支給させていただいております。また、保育所の賄い材料費や小中学校の給食の食料費の値上がりに対する負担を軽減するということで子育て世帯支援、またプレミアム商品券発行事業等による消費下支えを通じた生活者支援といったものをメニューとして補正予算で計上させていただいている。また、事業者支援といたしましては、酪農家等に対する資料価格高騰に対する支援、また商店街連合会の商品券事業、スイートロード事業補助金等によって地域観光業支援ということで、推奨事業メニューについてバランスよく各メニューに該当する事業を実施してきているものと考えております。

このたびの社会福祉施設等の物価高騰対策支援事業につきましては、事業者支援の推奨事業メニューでもありますし、こちらについては令和4年、昨年12月に補正をさせていただいて、そして実施してきた事業と同様の内容のものでありますけれども、昨年に引き続きまして原油価格や電気、ガス料金等は高止まりの傾向が続いて、改善しているという状況にはございませんし、介護、障がい福祉、医療サービス等を提供している事業所は諸経費の増加分を利用負担に転嫁することができないということで、収入の根幹をなす報酬単価等の改定も来年度に予定されているということから、現段階では前年度同様に厳しい経営環境に置かれているということで、これらの事業所における利用者への安定的なサービス供給を確保するためにも前年度に引き続いてこちらの分野に対して支援を行っていくことが必要であるという判断をさせていただいたところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私からお答えする点については以上で、あと、申し訳ございません、1点目のお金の流れの部分なのですけれども、交付金といったものについては、国でも早く実施する自治体については事前交付を要望する自治体についてはそれを受け付けますということで今回通知がございまして、砂川市は一日も早く事業を実施するというので、資金繰りはできるのですけれども、事前交付の要望についても手を挙げて、年内にも入金がもしかするとされることも可能な状況になっているということを加えさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 私から、社会福祉施設等への支援金に関して社会福祉施設等とはどのような施設であるかという点についてご答弁申し上げますが、支援の対象と想定しておりますのは、事業所という考え方で申しますとまず介護施設については特別養護老人ホームですとか老健施設、グループホーム、そして日々通われるデイサービスといった事業所、こちらが25事業所ということで、障がいの施設につきましても入所される施設、グループホーム、さらには就労継続支援のサービスを提供されている事業所など、こちらについては16の事業所、そして医療施設も前年度同様該当と考えておりまして、病

院、診療所、歯科、薬局など、こちらが30事業所、ここに私立幼稚園と公衆浴場を加えて合計で73の事業所と想定しているところでございます。

支援金の内容についても若干申し上げますが、基本的にその施設種別ごとの基本額をまず支給ということで、この基本額については北海道が令和4年度も、そして5年度もこういった社会福祉等施設に対する支援を行っております。その道の基準と同じ形のもので、例えば入院の病院であれば病床掛ける1万2,000円が基本額になり、介護福祉等の入所施設であれば定員掛ける1万円、通所であれば定員掛ける5,000円といったような基本額で算定してまいります。当市は、それに加えて加算額として電気代、燃料費の高騰を踏まえての対応でございますので、令和3年と令和5年のこれらの経費を各事業所、通所あるいは入所の施設に限定されますけれども、該当になる事業所には算定させていただいて、その影響額を最大で基本額の2倍まで支出するといったことで令和4年度同様の支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 私から駅前施設整備事業費に関連してご答弁させていただきたいと思っております。

初めに、開館時間について、駅前施設については平日8時半から19時までということで、正式決定ではありませんけれども、今そういう方向で考えているところであります。この時間の決定に当たっては観光協会や商工会議所、または市内の団体等の意見などもお聞きしながら、観光協会の現状の利用状況等も踏まえながら決定したところであります。団体からのお話の中では午後7時を超える会議等も想定されているのだというお話はお聞きしておりますけれども、そのような場合については臨時的な対応をして使えるような状況にしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、次に一般会計の負担でございますけれども、市の負担といたしましては、先ほどご答弁いたしました財源内訳のうち、過疎対策事業債とそれに係る利息分、それと一般財源が市の負担となるところでございます。それで、それらを合わせますと約11億9,200万円と見込んでおりますが、それに対して過疎対策事業債の元利償還金に対する交付税措置が、先ほど議員さんもおっしゃってございましたけれども、70%がありますので、これについては7億5,100万円と見込んでおります。それを差し引きますと実質の市の負担といたしましては4億4,100万円と見込んでいるところでございます。

次に、維持管理費に係る作業員4名分の内容でございますけれども、この維持管理費に係る4名分については1日5時間から6時間程度のパートタイム職員を見込んでいるところであります。平日、開館時間が8時半から19時までとなっておりますので、この開館時間帯に最低1人は勤務することを想定いたしまして、そうすると最低4名の人員が必要となるということで見込んでいるところでございます。

次に、協議会の参加者、参加団体でございますけれども、この協議会については、まず初めに市内の経済団体を中心に参加をしていただいて発足したところですが、先ほども答弁いたしましたけれども、今後今現在協議会に参加していただいている団体のほかにも利用が想定される団体がございますので、そういう団体についてはまずは意見をお聞きした中で、定期的に利用したいですとか、常設で何かをしたいという団体、また協議会に参加していきたいという団体があれば、参加をしていただいて一緒に協議をしていただければと考えておりますので、まずはいろいろな団体に意見をお聞きしていきたいと考えているところでございます。

次に、入札の関係でございます。工事の入札までの物価上昇という関係でございますけれども、現在の資材等の価格の推移といたしましては高止まりの状況となっているところでありまして、今回概算事業費を積算いたしましたけれども、この積算に当たっての採用単価についても最新のものを利用しておりまして、また積算から入札まで短期間でありますので、これについては大きな変動はなく入札をできるのかと私どもでは考えているところでございます。

入札に関して地元業者ができるのかということでございますけれども、入札の方法といたしましては、建築工事に関しましてはこの駅前施設については特殊な工事はなくて、施設規模からしても市内業者での施工は可能なものと考えておりますので、現状といたしましては市内の業者による建築工事、電気設備工事、機械設備工事の分離発注という形で予定しているところでございます。

以上です。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後だけ随分はつきり言ってくれたと思う。

それで、民生費は大体分かりました。問題は商工費の駅前地区の整備事業なのでございますけれども、今回の予算を決めれば、もう議会としてはやれということになるわけです。しっかりやってほしいと心から思うのです。一般財源の話が出てきましたが、4億です。事業費全体からすればというのはあるかもしれないけれども、4億ですよ、駅前の建物を建てるのに。もしも観光協会、それから商工会議所、ここの居場所をつくるためなら、もっと安くていいのを造ってあげられます。僕ならそうします。商工会議所の駐車場のところに建ててあげればいいわけです。観光協会だって今のところでやっているではないですか。あそこにS u B A C oまで入って、実は何をやっているのかと思いがらいるのですけれども、4億かけて、あの立派な実施設計の建物を見たときに、これは本気になって、人にいっぱい集まって、今は病院に来て車でも帰ってしまう、この人たちを何とか、歩いて5分で行ける距離ですから、歩いてあそこで少しでも休んでもらいながら、できれば商店でも買物をしてもらってと、こうなってほしいです。でも、なかなか見えてこないのですよ、その話が。

間違いなく、SUBACOが今の建てようとしているあの場所でやっけていて、地域おこし協力隊の女性の何人かでやっていたとき、何回か夜遅くになっても寄ったものでしたけれども、夜まで電気がついていて、若い人たちがあそこに入出入りして、いい雰囲気小さいコンサートをやったり、いろいろなことをやっていたときもありました。これだったらいいよなと思っていたときもあったのですけれども、全てが人によると私は思っているのです。4億をかける建物、何とか活性化のきっかけになってほしいと思います。砂川の商店街は日曜日は休みではないですか、ほとんどのお店。観光客が来ても、商店街へ行ってみんなシャッターが下りているような状況で、これも残念なのですけれども、何かきっかけが欲しいですね。この前の新聞によると、パークホテル、SHIROさんが何かいろいろやってくれそうなので、そうすると、もしかしたら若い女性が改装になったホテルにたくさん泊まってくれて、夜のまちなかへ行ってくれるかもしれないようなきっかけができそうではないですか。それなのに午後7時で閉まるなんておかしいでしょう。せっかくのきっかけ、いろいろな意味で私は生かしてほしいと思います。

飯澤市長、善岡元市長の話はさんざん聞いてきたのです。だけれども、飯澤市長のこの駅前施設にける思い、今飯澤市長がまさに10億円の予算を計上されてきたのです。飯澤市長は駅前をどうしようとして、先ほど目的をお伺いしましたけれども、中心市街地の活性化につなげていく。私はそこを理解するのが今の段階では難しいのです。想像していくのが難しいのですけれども、市長はこの10億円をどういうお気持ちで計上されて、今後どうなっていってもらいたいのか、どうしていきたいのかをぜひお伺いして、私はこれが3回目の質疑で終わりですので、市長のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 今ほどご質問がありましたけれども、この駅前施設についての思いというご質問だと思いますが、今までいろいろな議論があって、やっと今建設事業費の提案に至っております。まさしく目的は中心市街地の活性化につながるもの、そういう施設としての位置づけはいささかも変わらないものと思っております。

砂川駅へ降りて、真っすぐ見たときに、今はもう取壊しになりましたけれども、旧パチンコ屋さんがあって、使われていない施設がある。そこを何とか市で住民が集まる、いろいろな方が集まる施設を造って、市内に人を回遊させようという思いは変わってございません。前回ですか、隣接する旧マッサージ屋さんのところも一緒に購入して、東側から見る施設、これが入り口、玄関ではなくて、西側から来ても分かりやすく、にぎわいのあるような施設を目指したところでございます。

言われますように、ここに行けば何かやっている、事業をやっているというところで、若い方々から高齢者の方々まで少しでも寄っていただいて、その足を少しでも、今駅前には空き地、空き家等も増えてございますけれども、そういったところで若い人たちの店が徐々に増えてきているという状況も一方ではございますので、そこに一緒になってつなげて

いっていただければと思っています。協議会の中でもいろいろな話が出ているようでございますので、そこも民間の方々の力を何とかバックアップしてあげる、側面からも支援してあげられる、そのような体制でこの施設が建てて終わりの施設ではなくて5年、10年と砂川市の顔となるような、そんな施設になればいいと思っているところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する一括総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時09分